

平成 30 年度

第 12 回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 平成 31 年 3 月 5 日 (火) 午後 1 時 30 分～

場 所 庄原市ふれあいセンター コパリホール

議案 1 農地法第 3 条の規定による許可について

議案 2 農用地利用集積計画 (平成 31 年 4 月 1 日公告) の決定について

議案 3 農地法第 4 条の規定による許可について

議案 4 農地法第 5 条の規定による許可について

議案 5 非農地証明について

議案 6 農地利用最適化推進委員の辞任の承認について

備 考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義	○		13	明賀 美伸	○	
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	迫廣 芳秀	○		15	柳生 卓三	○	
4	原田 實夫	○		16	高坂 勝博	○	
5	堀江 唯雄	○		17	金本 篤子	○	
6	木村 英宗	○		18	前田 憲二	○	
7	三吉 和宏	○		19	道下 和子	○	
8	増谷 克則	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	田澤 信雄	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

なし

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	麻尾 浩祥		○
係長	岸 泰弘	○		係長	石田 泰清	○	
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
				出張所長	小笠原圭二		○
(西城出張所)				主任	藤原直人	○	
出張所長	國上 章二		○	(比和出張所)			
主任主事	梶原 歩	○		出張所長	小田 雅平		○
				係長	坂口 登	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	清水 勇人		○	出張所長	森末 博雄		○
主任主事	竹原 守	○		主任主事	角脇 健太		○

(午後1時30分)

事務局長：ただ今より、平成30年度第12回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、会議規則第6条の規定により会長に議長を務めていただきます。

議長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は24名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議長：本日の議事録署名者を指名します。5番堀江委員、6番木村委員の両委員さんを指名します。

両委員さん、よろしくお願いいたします。

議長：それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。受付番号71から84について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議 長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしという声)

議 長：ないようですので、採決に移ります。受付番号 71 から 84 について一括採決することにご異議ございませんか。

(なしという声)

「農地法第 3 条の規定による許可について」

受付番号 71 から 84 を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。
事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 説明 以下 概略)

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の平成 31 年 2 月期の申出分については、別紙「平成 31 年 4 月 1 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第 3 「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程します。
受付番号 11 について事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 説明 以下 概要)

受付番号 11

位 置 等：説明資料の 5 ページと 6 ページに記載

転用事由：太陽光発電設備

資金計画：全額借入資金

他 法 令：事業計画認定申請中

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外手続中

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：それでは、受付番号 11 番について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長：挙手全員決定されました。

議 長：つづきまして議案第 4 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。
受付番号 33 から 40 について事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 説明 以下 概要)

受付番号 33

位 置 等：説明資料の 5 ページと 7 ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
資金計画：全額借入資金
他 法 令：事業計画認定済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：手続中

受付番号 34

位 置 等：説明資料の 5 ページと 8 ページに記載
転用事由：資材置き場 (一時転用)
資金計画：全額借入資金
他 法 令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：一時転用

受付番号 35

位 置 等：説明資料の 5 ページと 9 ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
資金計画：全額借入資金
他 法 令：事業計画認定済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：手続中

受付番号 36

位 置 等：説明資料の 5 ページと 10 ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
資金計画：全額自己資金
他 法 令：事業計画認定申請中
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：手続中

受付番号 37

位 置 等：説明資料の 5 ページと 11 ページに記載
転用事由：とらふぐ養殖場
資金計画：全額自己資金

他法令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：一時転用

受付番号 38

位置等：説明資料の 12 ページと 13 ページに記載
転用事由：住宅建設用地
資金計画：全額借入資金
他法令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：手続中

受付番号 39

位置等：説明資料の 12 ページと 13 ページに記載
転用事由：住宅建設用地
資金計画：全額借入資金
他法令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：手続中

受付番号 40

位置等：説明資料の 15 ページと 16 ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
資金計画：全額借入資金
他法令：事業計画認定済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：手続中

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長：無いようですので、採決に移ります。「農地法第 5 条の規定による許可申請について」
受付番号 33 から 40 までを一括で採決したと思いますがこれにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長：それでは、受付番号 33 から 40 番について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長：挙手全員決定されました。

議長：続きまして、議案第 5 号「非農地証明について」を上程します。

受付番号 52 から 57 について事務局からの説明を求めます。

※受付番号 54 番現況地目「雑種地」→「原野」に訂正、受付番号 55 番現況地目「山林」→「原野」
に訂正

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

受付番号 52

位置等：説明資料の 5 ページと 17 ページに記載

潰廃事由：40 年前から耕作せず現在に至る。

現地確認：現地はカヤ、雑木などが繁茂し農地として復旧することが困難

受付番号 53

位置等：説明資料の 5 ページと 18 ページに記載

潰廃事由：平成 4 年頃に農地を埋め立て資材置き場とし現在に至る。

現地確認：現地は資材置き場として利用されており農地として復旧することが困難

受付番号 54

位置等：説明資料の 5 ページと 19 ページに記載

潰廃事由：狭小なため 20 年前から農地として利用しておらず現在に至る。

現地確認：現地は笹、灌木が植生し農地として復旧することが困難

受付番号 55

位置等：説明資料の 5 ページと 20 ページに記載

潰廃事由：耕作不便なため 20 年前から農地として利用しておらず現在に至る。

現地確認：現地は笹、灌木が植生し農地として復旧することが困難

受付番号 56

位置等：説明資料の 5 ページと 21 ページに記載

潰廃事由：昭和 62 年隣地の宅地造成に伴い一部宅地として利用していることが判明した。

現地確認：現地は宅地として利用されており農地として復旧することが困難

受付番号 57

位置等：説明資料の 22 ページと 23 ページに記載

潰廃事由：労働力不足により昭和 50 年後半頃から十分な耕作ができず現在に至る。

現地確認：現地は笹、低木が繁茂し農地として復旧することが困難

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「非農地証明について」受付番号 48 から 51 を一括で採択したいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、受付番号 48 から 51 について、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第 6 号「農地利用最適化推進委員の辞任の承認について」を上程しま

す。事務局から経過等の説明をお願いします。

事務局員：辞表が提出された経緯等を説明
堀江委員が補足説明を行う。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「農地利用最適化推進委員の辞任の承認について」提案のとおり承認される委員の挙手を求めます。
挙手委員 承認されました。

議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：会長からの報告はありません。

議 長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(係長：説明 以下 概略)
農業振興地域の変更等の現地確認については委員が同行することとなる旨を報告する。
農地法関係事務処理ガイドラインの改正について説明する。

議 長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。
これをもって、閉会といたします。(午後2時20分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

平成31年3月5日

議 長
(道下和子) _____

5 番委員
(堀江唯雄) _____

6 番委員
(木村英宗) _____